

令和6年1月22日

## 野木町農業委員会第7回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第7回総会 会議録

1. 開催日時 令和6年1月22日(月)午後3時30分招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 7名
  - 会長 9番 黒 須 市 郎
  - 会長職務代理者 8番 柿 沼 誠
  - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 酒 井 吉 一
  - 3番 渡 邊 初 枝 6番 須 見 和 男
  - 7番 古 澤 清一郎
  
  - 欠 席 4番 小 林 剛 5番 加 藤 知 子
4. 事務局職員 小沼事務局長・水井主任・尾崎主査
5. 付議案件
  - 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農用地利用集積計画の策定について
  - 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について
6. その他

## 「 議 事 」

事務局 開会を宣言（午後 3 時 3 0 分）

議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。

議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。

（異議なしの声あり）

異議なしの声を受け、議席番号 6 番 須見 和男 委員、7 番 古澤 清一郎 委員を指名した。書記には、尾崎主査を指名した。

議事に入る旨を告げる。議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第 1 号 受付番号 5 7 について説明。

受付番号 5 7

野 木 1 筆 3 0 0 m<sup>2</sup> 登記簿及び現況ともに 畑

譲渡人 A 氏

譲受人 持分 1 9 / 2 0 B 氏・持分 1 / 2 0 C 氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 住宅敷地

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

6 番委員 受付番号 5 7 について、1 月 1 2 日（金）、7 番委員、地元担当 4 番委員、地元推進委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。調査内容について報告いたします。茨城県古河市在住の譲渡人 A 氏 6 9 歳所有の土地について、野木在住の持分 19/20 B 氏 4 0 歳、持分 1/20 C 氏 4 5 歳が所有権を取得し住宅敷地とするものです。譲受人の現在の住まいが手狭になり、病気の妻の介護に適した騒音が少なく実家に近い場所で生活したいと思い、今回の申請に至った。申請地はひまわり団地内の中ほどにあり、隣接地の同意も得ている。また、近隣への被害防除対策も十分であり、開発関係手続きも併せて行っているため、許可が適切であると確認しました。以上、調査報告をいたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。

1 番委員 譲渡人 A 氏が申請地を農地として購入したのは何年前か。

事務局

令和3年2月22日の総会で許可になっている。所有権移転はその後、登記等の手続きがあるので、多少、後になっていいると思われる。

なお、農振除外手続きの際に説明いたしましたが、令和5年4月1日より下限面積が撤廃されたことに伴い、今までは農地購入してから3年3作してからの転用行為であれば問題なかったのですが、国より有効ではないとの回答があったため、以前であれば、譲渡人A氏は3年3作を行っていないため転用許可は難しかったと思われる。しかし、3年3作の要件がなくなり、転用申請に必要書類が添付されていれば申請を受付しないことは難しい状態であり、許可要件がそろっていれば問題ない。

1番委員

売買後、譲受人A氏が申請地に作物を作った経緯が見受けられないので、売買申請審議の際、もう少し詰めて審議が必要だったと思った。

議長

質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員が欠席のため、代理として事務局の意見を求めた。

事務局

本日欠席の地元委員である4番委員より本申請について事前に調査内容が事務局に報告されましたので、代理で報告いたします。

本申請について、調査担当委員の報告のとおり、周辺農地への影響がなく何ら問題はないとの内容報告です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長

他に質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第1号 受付番57について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第2号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局

議案第2号について説明

整理番号5-96

更新友沼 2筆 計3,911㎡ 現況 田及び畑

設定をする者 D氏

設定を受ける者 E氏

利用権の種類 賃借権

期間 令和6年2月1日から令和9年1月31日

借賃 全面積で米2.5俵

借賃の支払期限 毎年10月31日までに支払い

整理番号5-97

更新 南赤塚 1 筆 3,959㎡ 現況 田

中谷 1 筆 943㎡ 現況 田

設定をする者 F 氏

設定を受ける者 G 氏

利用権の種類 賃借権

期間 令和6年2月1日から令和9年1月31日

借賃 全面積で米5俵

借賃の支払期限 毎年12月1日までに支払い

整理番号5-98

新規 中谷 2 筆 計1,956㎡ 現況 田

設定をする者 F 氏

設定を受ける者 H 氏

利用権の種類 使用貸借権

期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日

整理番号5-99

新規 中谷 2 筆 計1,503㎡ 現況 田

設定をする者 I 氏

設定を受ける者 H 氏

利用権の種類 使用貸借権

期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日

整理番号5-100

新規 中谷 1 筆 2,883㎡ 現況 田

設定をする者 J 氏

設定を受ける者 K 氏

利用権の種類 使用貸借権

期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日

整理番号5-101

更新 友沼 1 筆 2,713㎡ 現況 田

設定をする者 L 氏

設定を受ける者 M 氏

利用権の種類 使用貸借権  
期 間 令和6年2月1日から令和11年1月31日

整理番号5-102

更新友沼 1 筆 4, 205 m<sup>2</sup> 現況 田  
設定をする者 N 氏  
設定を受ける者 O 氏  
利用権の種類 賃借権  
期 間 令和6年2月1日から令和11年1月31日  
借 賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払期限 毎年12月15日までに支払い

整理番号5-103

新規中谷 6 筆 計3, 553 m<sup>2</sup> 現況 田  
設定をする者 P 氏  
設定を受ける者 H 氏  
利用権の種類 使用貸借権  
期 間 令和6年2月1日から令和11年1月31日

整理番号5-104

新規川田 1 筆 2, 020 m<sup>2</sup> 現況 田  
設定をする者 Q 氏  
設定を受ける者 R 氏  
利用権の種類 賃借権  
期 間 令和6年2月1日から令和16年1月31日  
借 賃 全面積で5,000円  
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-105

新規友沼 1 筆 2, 174 m<sup>2</sup> 現況 畑  
設定をする者 S 氏  
設定を受ける者 T 氏  
利用権の種類 賃借権  
期 間 令和6年2月1日から令和16年1月31日  
借 賃 全面積で10,000円  
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-106

更新川田 3筆 計5,807㎡ 現況 田及び畑  
設定をする者 U氏  
設定を受ける者 V氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日  
借賃 全面積で30,000円  
借賃の支払期限 毎年12月25日までに支払い

整理番号5-107

新規野渡 1筆 394㎡ 現況 畑  
設定をする者 W氏  
設定を受ける者 X(株)  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和6年2月1日から令和16年1月31日  
借賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払期限 毎年12月20日までに支払い

整理番号5-108

更新野渡 1筆 2,955㎡ 現況 畑  
設定をする者 W氏  
設定を受ける者 X(株)  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和6年2月1日から令和16年1月31日  
借賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払期限 毎年12月20日までに支払い

整理番号5-109

更新野渡 3筆 計2,590㎡ 現況 田及び畑  
設定をする者 Y氏  
設定を受ける者 X(株)  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日  
借賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払期限 毎年12月20日までに支払い

整理番号5-110

更新野木 2 筆 計 2,404 m<sup>2</sup> 現況 畑  
野渡 2 筆 計 1,366 m<sup>2</sup> 現況 畑  
設定をする者 Z 氏  
設定を受ける者 X (株)  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日  
借賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払期限 毎年12月20日までに支払い

整理番号5-111

更新野木 3 筆 計 1,917 m<sup>2</sup> 現況 畑  
設定をする者 a 氏  
設定を受ける者 X (株)  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日  
借賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払期限 毎年12月20日までに支払い

整理番号5-112

新規川田 1 筆 3,600 m<sup>2</sup> 現況 田  
設定をする者 Q 氏  
設定を受ける者 b 氏  
利用権の種類 賃借権  
期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日  
借賃 10aあたり米0.5俵  
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

議長 質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第2号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め承認することを告げた。  
次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の証明を求めた。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。  
受付番号56



潤 島 1 筆 4 9 2 m<sup>2</sup> 登記簿 山林・現況 畑  
譲渡人 c 氏  
譲受人 d 氏  
事由の概要 店舗・住宅敷地  
移転の内容 売買による所有権移転

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。  
議案第 1 号及び第 2 号、報告第 1 号すべての審議の終了を告げた。次にそ  
の他について、事務局に諮った。

事 務 局 別に無し

議 長 他にあるか諮った。（別になしの声あり）  
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午後 4 時 0 7 分)